

大分県報

令和二年
七月一日
号外（六五）

（水曜日）

目次

議 会 規 則

大分県議会議規則の一部改正……………

告 示

知事の職務を代理する副知事の順序……………

訓 令 甲

大分県副知事の担任事務に関する規程の制定……………

○議 会 規 則

大分県議会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年七月一日

大分県議会議長 麻 生 栄 作

大分県議会議規則第一号

大分県議会議規則の一部を改正する規則

大分県議会議規則（昭和四十年大分県議会議規則第一号）の一部を次のように改正する。別表に次のように加える。

委員長連絡調整会議	各委員会活動に関する協議、調整	議会運営委員長、各常任委員長	会長
-----------	-----------------	----------------	----

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○告 示

大分県告示第三百八十九号

知事の職務を代理する副知事の順序は、次のとおりとする。

令和二年七月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第一順位 副知事 尾 野 賢 治

第二順位 副知事 黒 田 秀 郎

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

○訓 令 甲

大分県訓令甲第二十一号

大分県副知事の担任事務に関する規程を次のように定める。

令和二年七月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第一条 副知事が担任する事務は、次の表のとおりとする。

区 分	担 任 事 務
共管事務	一 県政に係る重要施策の決定に関すること。 二 人事、組織及び予算編成に関すること。 三 大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」に関すること。 四 大分県行財政改革推進計画に関すること。 五 その他知事が指定すること。
副知事尾野賢治の担任事務	一 総務部に関すること。 二 企画振興部に関すること。 三 生活環境部に関すること（知事が別に指定することに限る。） 四 農林水産部に関すること。 五 会計管理局に関すること。 六 部局間連携・調整に関すること。

	<p>七 県議会との連絡調整に関する事 八 人事委員会との連絡調整に関する事 九 病院局との連絡調整に関する事 十 教育委員会との連絡調整に関する事 十一 選挙管理委員会との連絡調整に関する事 十二 海区漁業調整委員会との連絡調整に関する事 十三 内水面漁場管理委員会との連絡調整に関する事 十四 その他知事が指定すること。</p>
<p>副知事黒田秀郎の担任意務</p>	<p>一 福祉保健部に関する事。 二 生活環境部に関する事（知事が別に指定することを除く。） 三 商工観光労働部に関する事。 四 土木建築部に関する事。 五 労働委員会との連絡調整に関する事。 六 監査委員との連絡調整に関する事。 七 企業局との連絡調整に関する事。 八 公安委員会との連絡調整に関する事。 九 収用委員会との連絡調整に関する事。 十 その他知事が指定すること。</p>

第二条 副知事のいずれかに事故があるとき、又は副知事のいずれかが欠けたときは、その担任意務は、他の副知事が担任する。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。